

議 事 録

第 13 回 定 例 総 会

令和3年8月6日

太田市農業委員会第13回定例総会議事録

開会日時 令和3年8月6日(金) 午後2時
 閉会日時 令和3年8月6日(金) 午後2時35分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (19人)

1 小林 良孝	2 石原 康男	3 牛久保 榮治	4 永井 幸二
5 木村 克巳	6 長島 佳男	7 齋藤 森雄	8 中村 博正
9 佐野 順一	10 新井 章夫	11 小島 秀一	12 齋藤 道明
13 新井 整	14 山田 清作	15 飯塚 茂夫	16 片亀 昌子
17 中島 沙織	18 清水 由紀江	19 青木 紀美子	

欠席委員
(0人)

出席職員 (9人)

塚越局長 大木次長 林次長補佐 高山次長補佐 大澤主任
 川田主任 青木主任 松井主任 大崎主事

会議に付した事項

議案第1号	農地法関係許可取消願について	(会長)
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	(会長)
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	(会長)
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	(会長)
議案第5号	農地利用最適化推進委員の辞職願に伴う農業委員会の同意について	(会長)

報告事項

報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第13回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員の方はございません。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思います。
ですが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、6番 長島佳男委員 と 7番 齋藤森雄委員 の二人に
お願いいたします。
また、書記につきましては事務局の川田主任を指名いたします。
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書において訂正箇所がございますので、ご報告いたします。
議案書6ページをお開きください。
議案第4号、農地法第5条の9番になります。土地の地番において2
段ございますが、下のほうの龍舞町●●●●●●と記載されてお
りますが、その地番を●●●●●●へ訂正願います。以上でございます。

5 議事顛末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田村田町の土地 76㎡について、自動販売機用地として許可を受けたが、計画を実行できなかったため、今回、当該許可を取り消すものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7番 委員 それでは、説明いたします。
ここは●●●の集会所の前の土地で、地主が数年前から自動販売機を設置したいというふうなことで許可を得ていたんですが、そのまま地主が放置をしたまま、これはもうできないというようなことで、取り下げたいということでございますので、現状に何ら変化もないということでございますので、地区協議会では異議なしということで承認いたしました。よろしくお願い致します。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は2件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

1番 只上町の土地 田 3,908 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

2番 新田市野倉町の土地 畑 2,630 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

1番と2番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員 それでは、説明いたします。
許可基準チェックリストに基づきまして、機械の所有状況、トラクター、管理機、道具等も所有しておりまして、また、常時日数も問題がございません。さらに、農地を取得後の耕作面積は50a以上になりますので、問題ございませんので、許可相当と地区協議会では決定しました。以上です。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
 続いて、番号2番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、第5地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。
- 2番 委員 それでは、番号2番について地区協議会の説明を申し上げます。譲受人につきましては、経営規模を拡大したいということでございます。既に農地であるとか機械類の一式、そろっておりますので、地区としては許可相当として認めましたので、再度の確認をお願いいたします。以上であります。
- 7番 委員 それでは、第5地区の関係であります。現状、この土地は結構荒れているということなんですけれども、農家の人が刈って、きれいになりたいというふうなことで、非常にいいことだと思いますので、第5地区としては異議なしということで決定しました。よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会及び第5地区協議会より番号2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きます。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあつたので、審議を求めます。
 提出件数は2件です。
 事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 高林南町の土地 605㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ヘクタール未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

す。

農業用倉庫用地として転用するものです。

2番 原宿町の土地 171 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 第1地区です。こちらの土地ですが、許可を得ずに農業用倉庫として使用していたことが判明したため、是正したいとの申請です。転用目的は、農業用倉庫用地で、許可基準チェックリストに基づき調査したところ、問題ないと意見決定いたしました。再度ご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

続いて、番号2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員 それでは、説明いたします。

ここの申請人が持っている土地は自分の土地でありまして、太陽光発電事業の設置をするということでございます。周囲については、営農条件には支障はございませんけれども、隣接して1軒、住宅がございまして、これは事業説明済みということで、一応地区協議会でも問題なしということでございます。

それと、許可申請の書類に不備がありまして、事務局のほうでやっばり説明してもらいたいです。こういう許可申請のもので、自分の土

地で何で購入代金が入っているんですか。それは一応書き直しましたと連絡しないと、私はこれは許可できないということで言ったので、その説明がなかったんですけれども、事務局、一応書類は再提出ですよ。

事務局 ただいま4番委員からありました質問につきまして、申請書の続紙にはなるんですけれども、土地の購入費のところに記載の誤りがありまして、その部分を申請者、代理人を通じて訂正をお願いしまして、申請書のほうも差し替えて、新しいものが出ているということでありませう。

4番委員 一応そういうことでございますので、許可相当ということで地区協議会で承認しました。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあつたので、審議を求めます。

提出件数は27件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数27件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 364 m² 外2筆 計 2,376 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ヘクタール未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天資材置場用地として転用するものです。

2番 細谷町の土地 250 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 高林北町の土地 392 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 由良町の土地 994 m² 外1筆 計 2,001 m²、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武伊勢崎線細谷駅から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

露天資材置場用地として転用するものです。

5番 由良町の土地 343 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 由良町の土地 429 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 脇屋町の土地 490 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

8番 台之郷町の土地 244 m²、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武伊勢崎線葦川駅から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されま

す。
一般住宅用地として転用するものです。

9番 龍舞町の土地 554 m² 外1筆 計578 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 東金井町の土地 172 m² 外1筆 計795 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

11番 安良岡町の土地 250 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

12番 矢田堀町の土地 392 m²、農地区分につきましては、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

13番 原宿町の土地 866 m² 外2筆 計4,105 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

14番 只上町の土地 790 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原

則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

15 番 新野町の土地 219 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16 番 新野町の土地 100 m² 外1筆 計242 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

17 番 上強戸町の土地 330 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

18 番 上強戸町の土地 336 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

19 番 世良田町の土地 1,385 m²、農地区分 第二種、露天車両置場用地として転用するものです。

20 番 世良田町の土地 476 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

21 番 新田村田町の土地 76 m² 外1筆 計479 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22 番 新田市野井町の土地 1,445 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

23 番 新田大根町の土地 74 m² 外1筆 計180 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場用地として敷地拡張するものです。

24 番 新田大根町の土地 495 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

25 番 新田大根町の土地 1,245 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天資材置場兼産業廃棄物処理施設用地として敷地拡張するものです。
26番 藪塚町の土地 302 m²、農地区分 第二種、事務所併用住宅用地として転用するものです。

27番 大原町の土地 329 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。番号1番から7番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番委員 番号1番から7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番と2番を私から報告いたします。
番号1番の申請人は土木工事業を営んでおり、資材置場としての利用、2番の申請人は借家に住んでおり、自己の住宅を建築したいとの申請です。

現地を確認したところ、1番、2番ともに申請地の周囲に農地及び宅地がありますが、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。

1番、2番について、再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

17番委員 3番を私から報告させていただきます。
3番は、借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。
周辺農地を確認したところ、特に問題ない状況と決定しました。再度ご審議のほど、お願いたします。

12番委員 農地法第5条、番号4番から7番について、ご説明します。
まず、番号4番、7番は、業務増加等により露天資材置場として申請地を取得したいという申請です。また、5番、6番については、譲受人が借家に住んでおり、これらの申請地を取得して自己の住宅を建築したいという申請です。

現地を調査したところ、いずれも住宅地に囲まれた畑で、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から7番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

9番委員 ちょっと参考に聞きたいんですけども、今、土地が相当下がっていると思うんですけども、1番については約2,300㎡ですよね。売買金額というのはどのくらいになりますか。もし分かったら。それと、1番と4番について、由良町だとこのくらいするぞとか、そういうのが大体どのくらいするのか、参考に教えてください。

事務局 お答えいたします。売買金額についてということですが、まず、1番の土地については、3筆の合計金額にはなりますけれども、土地購入費で●●●●●●円となっております。それと、4番につきましては、この2筆の合計で●●●●●●円ということになっております。以上です。

議長 ほかにございませんか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 番号1番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から7番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号8番から14番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員 8番、10番、11番を報告させていただきます。
8番は、代理報告になります。8番は、借家に住んでいて、お金の都合がついたので、住宅を造るということです。
10番は、太陽光発電所を設置するという件です。
11番は、隣接地を買い取って駐車場にするという計画です。
3か所を見てみましたが、周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定しました。
再度のご審議をお願いいたします。以上です。

1番委員 番号9番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。

- 再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 6番 委員 12番を説明させていただきます。
これは借家に住んでおられる方が資金都合がつかしましたので、申請地を取得して住宅を建築するものです。
現地調査をした結果、関係各条に照らし問題なく、許可相当と認められます。
再度審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 4番 委員 13番は、先ほどの第3号の2番の申請人が購入するということで、太陽光発電の設置でございます。一体的利用で、営農条件には支障はございません。うちの協議会では一応許可相当と認めたので、再度協議をお願いいいたします。
14番は、お寺の駐車場で、譲渡人でありますけれども、これは●●●●の住職なんですけれども、住職が亡くなってしまって、この譲渡人の土地を、役員をしているんですけれども、無償で露天駐車場をやりたいということで申請がございまして、営農条件に支障はございません。再度ご協議をお願いしたいと思っております。
なお、事務局には、工事完成後は済みやかに駐車場の看板を設置するように、一応、総合判断の中には記入しておきましたので、付け加えておきます。以上です。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より番号8番から14番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号8番から14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号8番から14番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号15番から18番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 9番 委員 15番、16番が一体として利用しないと、宅地造成なり、進入路ができないということで、売り主は違うんですが、一括して15番、16番、2人の土地を買って、宅地造成、または進入路を造成することです。買い主は実家に住んでおり、実家を姉が利用することとなり、資金の

都合もついたため、申請地を取得し、独立して自己の住宅を建築したいということでもあります。

現地を確認してきましたが、農地と宅地ですが、別段問題ないと思います。以上です。

2番 委員

17番、18番につきまして報告を申し上げます。

双方につきましては、地番をご覧いただきますと、枝番違いでございます。これは集落内農地に住宅を建てたいということでございます。周辺に当たる農地は全然問題ございませんので、地区協議会では許可相当ということで決定いたしましたので、再度のご審議をよろしくお願い致します。

議 長

ただいま、第3地区協議会より番号15番から18番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号15番から18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号15番から18番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号19番と20番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員

第4地区ですけれども、19番、20番について協議会で協議した結果、周辺農地にも支障ないため、許可相当と意見決定しました。

再度の審議をよろしくお願い致します。

議 長

ただいま、第4地区協議会より番号19番と20番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号19番と20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号19番と20番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号 21 番から 25 番について、第 5 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7 番 委員 それでは、番号 21 番ですが、これは先ほど集会所のあったところのすぐそばで、現状、畑であります。その畑の半分に自己の住宅を新築したいということでありまして、周辺は住宅が並んでおりまして、何ら支障はないと思われまますので、第 5 地区としては承認ということで決定したわけでございます。

それから 22 番ですが、足利県道沿いの畑で現状しておるんですが、そこを●●●の合同会社が資材置場として購入したいということで、周りは大体畑ということで、周辺農地に影響はないと判断いたしましたので、ご承認をお願いいたします。以上です。

5 番 委員 続きまして、23 番から 25 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号 23 番については、許可を得ずに隣地を駐車場用地として使用していたことが判明したため、始末書を添付の上、是正するものです。

番号 24 番については、一般住宅用地としての転用です。

番号 25 番については、露天資材置場兼産業廃棄物処理施設用地としての転用です。なお、産業廃棄物処理施設の設置については、群馬県との事前協議も終了しているので、問題ないと考えます。

現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第 5 地区協議会より番号 21 番から 25 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 21 番から 25 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号 21 番から 25 番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号 26 番と 27 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 1 1 番委員 番号 26 番について、ご報告いたします。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は会社の社宅に住んでおり、申請地を取得し、妻の司法書士事務所兼自己の住宅を建築するものです。
現地を確認したところ、住宅地に囲まれた農地で、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 1 8 番委員 27 番について、報告します。
チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人が自己の住宅を建築するもので、現地を確認したところ、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議をお願いいたします。
- 議 長 ただいま、第 6 地区協議会より番号 26 番と 27 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 26 番と 27 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号 26 番と 27 番を許可とすることに決定いたします。
なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。
また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。
- 議 長 続きまして、議案第 5 号 農地利用最適化推進委員の辞任願に伴う農業委員会の同意について、農地最適化推進委員より辞任願の提出がありましたので、農業委員会の同意を求めます。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 議案第 5 号 農地利用最適化推進委員の辞任願に伴う農業委員会の同意について、ご説明させていただきます。
宝泉地区の農地利用最適化推進委員であります野村眞之委員より、令

和3年7月5日付で辞任願が提出されました。辞任の理由といたしましては、一身上の都合ということでございます。

推進委員の辞任に関しましては、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、正当な理由があるときは農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができるとなっておりますことから、今回、お諮りするものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議 長 ただいま、事務局より提案がありました。この案件についてご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
事務局提案のとおり、農地利用最適化推進委員の辞任することに対して、ご同意の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成ですので、事務局提案のとおり、農地利用最適化推進委員の辞任することに対して、農業委員会として同意することといたします。
- 議 長 以上で審議は終了しましたが、次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した7月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。
- 議 長 続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。
- 事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、4件提出されております。
内訳につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、26件提出されております。
内訳につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は14件となっております。
内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は19件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議
委
議

長
員
長

報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。

なし。

質問等もないようですので、以上で第13回定例総会を終了いたします。

長時間にわたりご協力をいただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和3年8月6日（金） 午後2時35分